

# 災害時の動物救護活動に関する協定書

新居浜市

公益社団法人 愛媛県獣医師会

## 災害時の動物救護活動に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、地域住民が飼育する犬、猫等が被災した際の治療をはじめ、飼育者と離ればなれになった犬、猫の保護管理等の救済措置を行うため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により策定した新居浜市地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

### （対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に定めのない動物を活動の対象とする場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （活動拠点）

第3条 甲は、活動が必要と認めた際には、災害状況等を勘案して最適と思われる場所を活動拠点として指定し、これを乙に通知するものとする。

### （活動内容）

第4条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害により負傷した動物の応急処置に関する事項
- (2) 被災動物の保護、収容及び健康管理（健康相談を含む。）に関する事項
- (3) 被災動物に関する情報の収集及び提供に関する事項
- (4) 施設、設備及び物資の提供その他活動に係る必要な災害応急業務に関する事項

### （協力要請等の手続）

第5条 甲は、活動に対する協力が必要であると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により乙に対して協力の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の方により要請を行い、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 活動の拠点及び範囲
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の要請について重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとし、その活動が必要でなくなったときは、速やかに乙に通知するものとする。

### （連絡体制）

第6条 活動に関する連絡窓口は、甲にあっては新居浜市市民環境部環境保全課とし、乙にあっては乙の事務局とする。

(活動の履行)

- 第7条 乙は、甲から第5条第1項の要請を受けた場合は、速やかに活動拠点に赴き、可能な限りの誠意を持って活動を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。
- 3 乙は、自ら活動が必要であると判断した場合には、甲に活動の実施を促すことができるものとする。
- 4 前項の場合において、甲は、乙から活動の実施を促されたときは、遅滞なく実施の可否について判断し、乙に対して活動の協力要請を行うものとする。
- 5 甲は、活動の途中経過の報告を、適時、乙に求めることができるものとする。

(費用負担)

- 第8条 甲の要請に基づき乙が行う活動の実施に当たり必要となる物資、日当、旅費、宿泊費等の経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。ただし、愛媛県が負担する経費については、この限りでない。
- 2 乙は、活動に対する寄付金及び義援金の募集に努め、前項本文の経費に充てることとする。

(損害補償)

- 第9条 甲は、この協定に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害等については、全国市長会市民総合賠償補償保険に定める範囲により補償するものとする。

(資材等の調達及び運搬)

- 第10条 甲は、乙が行う活動に必要な資材等の調達及び活動拠点への円滑な搬送について、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(活動の停止等)

- 第11条 甲は、活動を継続することが極めて困難又は不可能と判断した場合は、乙と協議の上、活動を停止し、又は中止することができる。

(活動の終了及び報告)

- 第12条 甲は、活動を継続する必要がなくなったと判断したときは、乙と協議の上、活動を終了するものとする。
- 2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に対して報告するものとする。
- (1) 活動の具体的な内容
- (2) 活動の実施期間
- (3) その他必要な事項

(平常時の対応等)

- 第13条 乙は、平常時から乙の会員に対して本協定の周知及び啓発に努め、災害発生時において乙の会員が円滑に活動できるよう必要な調整を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るために、必要に応じて連絡会議を開催する。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了日までに甲又は乙のいずれからも本協定の解除又は変更について申出のないときは、本協定は1年間更新されるものとし、それ以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月23日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市長

佐川勝行

乙 松山市三番町六丁目1番地8

公益社団法人愛媛県獣医師会

会長 成能義